

報道関係者各位

令和5年11月28日

保育所・認定こども園(2号・3号認定)の利用申込みが

電子申請で行えるようになります

12月1日(金)から開始する令和6年度の保育所・認定こども園のうち保育認定(2号・3号認定)の利用申込みの手続きにあたり、マイナンバーカードを活用した電子申請が可能になりましたので、お知らせします。

※なお、引き続き、窓口での書面申請も可能です。

記

1. 申請対象 令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間)中に保育所、認定こども園(2号・3号認定)の入所を希望する方
※次の場合は、電子申請に対応していないため、従来どおりの方法により、窓口にて申込み。
 - ・令和5年度中に保育所、認定こども園(2号・3号認定)の利用を希望する方
 - ・認定こども園(1号認定)、幼稚園、認可外保育施設等の利用を希望する方
 - ・舞鶴市外の保育所等の利用を希望する方
 - ・代理の方による申請
2. 受付期間 令和5年12月1日(金)～22日(金)
※受付は、12月22日23時59分までに届いた申請が有効。
上記期間を過ぎても申請できますが、特別な事情がある場合を除き、この期間に申請された方が優先。
※窓口での申請の場合の受付期間
【受付期間】令和5年12月1日(金)～22日(金) 8時30分～17時
3. 申請に必要なもの
 - ①申請にかかる保育事由を証明する書類の電子データ(就労証明書など)
 - ②マイナンバーカード
 - ③次の電子申請用機器のうち、どちらか
 - ・マイナンバーカード対応のスマートフォン
 - ・パソコン+ICカードリーダーライター(マイナンバーカード対応のもの)※マイナポータルアプリのインストールが必要。
4. 周知方法 市ホームページへの掲載、市メール配信サービス及びLINE、まいココによる配信

舞鶴市 幼稚園・保育所課

課長：森(内線：2471)、係長：堂田(内線：2474)

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL:0773-66-1009、FAX:0773-62-9897

E-mail:youho@city.maizuru.lg.jp



SDGs 未来都市